

平成29年度第2回安城市市民協働推進会議 議事概要

日 時：平成29年10月6日（金）午前10時～午後0時15分
場 所：市役所本庁舎3階第10会議室
出席委員：岩井洋二委員、小島祥美委員、青木一樹委員、加畑由紀子委員、
山下眞志委員、石原春代委員、草薊玲子委員、松岡万里子委員、
野上三香子委員、小森義史委員、都築将樹委員、（11名）
欠席委員：神谷由美子委員、富田晋介委員、服部信弘委員（3名）
事務局等：三星部長、牧課長、澤田課長補佐、神尾、満島、太田
傍 聴 者：なし

1. 会長あいさつ

※事務局より市民協働推進会議規則の規定により本会議が成立する旨の報告

事務局

・平成29年度第2回安城市市民協働推進会議を開催します。

※市民憲章の唱和

岩井会長（あいさつ）

・市民協働推進会議にご参加いただきありがとうございます。また、素案ができ、多くのご意見をいただきありがとうございました。皆様からいただいたご意見を基に修正等を行い、市民の皆様にお諮りすることになるかと思いますので、慎重にご審議いただき市民の皆様にご説明できるよう勉強をお願いしたいと思います。慎重にご審議をお願いいたします。

2. 議題

第2次安城市市民協働推進計画（素案）について

（1）第1章から第3章について

※事務局により「第2次安城市市民協働推進計画（素案）」に基づき第2次市民協働推進計画の第1章から第3章について説明

※地問研により市民協働に関するアンケート結果について説明

【岩井会長】

いまの説明につきまして、ご意見ご質問ございましたらお願いします。

【山下委員】

- ・（資料２の４番）市民個人と市との協働は有り得るのかということを確認したかったのですが、今まで、市民参加と市民協働があり、市民協働のほうは団体だと思っていたので、今一度、確認をさせてください。
- ・（資料２の１０番・１２番）１０番に「町内会は任意の団体であり、行政がその活動について指導したり…」云々とありますが、１２番では市からの依頼事項が多いことを認めていますので、町内会はカウンターパートではないのですか。その部分ははっきりさせるべきだと思います。

【事務局】

- ・１つ目のご質問については、（素案の４ページ）用語の説明の中で個人、団体を含めた市に在住される方となっています。協働をしていく理念に沿った関係性を構築できれば、協働であると考えています。

【小森委員】

- ・広い意味での市民は（素案の４ページ）ここに定義されているように個人と団体となっていますが、市民参加と市民協働については分けて考えており、市民参加は行政と市民個人が関わり、市が主体となるところに市民個人が参加するもので、市民協働は行政と市民団体が協働するという考え方で話しが進んでいたと思います。これが、文書化されると解釈の問題で、どのようにでも解釈できると思いますが、そもそもの議論の始まりは、市民参加と市民協働は交わらないということだったと記憶しています。このことから、市が募集して個人が関わることは市民参加だと思います。集められた個人が会を組織して、団体として行政と協働すれば市民協働だと思います。市と個人、団体の関係性はきちっと整理されるべきと考えます。

【山下委員】

- ・ただ今の意見を踏まえ、分かりにくい部分は変えたほうがよいのではないのでしょうか。

【事務局】

- ・市民参加と市民協働は別なので、分けて考える必要があると思います。市民参加は市の施策等に参加いただくもので、市側に主導権があります。協働は団体と団体が同じ目的で物事を成し得ていくことだと思いますが、そこに個人という概念が入るのか否かについては、分かりにくいとは思いますが。個人を除外するというものではありません。

【山下委員】

- ・市と個人との協働はあり得るですね。

【加藤（地問研）】

- ・一般社団法人は一人でもできますので、法人と個人をどう捉えるかと考えれば難しいものがありますが、ここでの個人、団体は市民協働推進条例を根拠としているため、この部分を書

き換えるとなると条例と矛盾した定義が載ることになります。書き換えるならば、オリジナルの定義をつくることになります。

【山下委員】

- ・注釈を付ければよいのではないのでしょうか。

【小森委員】

- ・個人と団体は分けており、交わっていませんが、それをまとめて市民としていますので、分かりにくいものとなっています。実際の運用面で個人が行政と対等に関わることはあり得るのでしょうか。登録する場合は3人以上ですが、個人で団体をつくってもよいわけですから、その個人が団体として関わっているのか、個人として関わっているのかは区別しなければならないと思います。
- ・市民協働というのはあくまで団体同士だと思うので、実際の運用で考える必要があると思います。団体同士、行政と団体とは協働という考えなので、個人との関係はありえないと思います。

【岩井会長】

- ・解釈の問題で、市民協働の市民は個人ではないという認識ですね。

【小森委員】

- ・過去の議事録を見ていただいても分かるように（協働の考え方）発端はそういったことで進められてきましたので、変えるのであれば、はっきり、方針を変えることを明記していただきたい。

【岩井会長】

- ・注釈ではなく、説明の際に言っていただてはどうですか。

【事務局】

- ・市民協働で言っている市民と自治基本条例上の市民は別物とお考えですか。

【山下委員】

- ・一緒です。

【事務局】

- ・文書で示すと難しいので、必要があった時、イメージとして、主に団体を想定しているといったことを説明すればよいでしょうか。

【小森委員】

- ・個人との協働を認めるのであれば、具体的に市と個人がどういった形で協働できるのかとい

ったことを考えないと、市民から協働してほしいとした際、市はどのように運用するのでしょうか。

【加藤（地問研）】

- ・ここで言う市民協働の定義は市民活動団体との協働も含めて定義付けしています。ただ今のご意見は市民協働の中での市と市民との関係性をどのように整理するかということだと思います。

【小森委員】

- ・それは理解の上ですが、そもそも、市民と市民同士の協働であれば行政が関わる必要性はないわけで、市民協働計画をつくるということは、行政と市民団体が協働してやっていこうということではないですか。その中核を崩すべきではないと思います。一番の中心は行政と市民活動団体が行うということです。

【加藤（地問研）】

- ・こと、協働ということと言うならば、今まで市民の間で定義付けされたものが正しいであろうし、行政としてもそれを越えての協働は対応しきれないと思います。

【小森委員】

- ・行政が市民を集めて何かをやろうとする時、市民が個人で参加するなら市民参加ですが、集めた市民で会をつくり、会と行政がやるならこれは協働になります。言葉の定義として分けているので、関係性ははっきり区別すべきだと思います。

【加藤（地問研）】

- ・それでは、ここで明記しないまでも、会議として確認したということによろしいでしょうか。

【小森委員】

- ・市としての統一見解をきちっとしてほしいのです。

【山下委員】

- ・私もそれでよいと思います。

【草薙委員】

- ・補助金を申請する際、団体として申し込むように求められます。その団体も5人以上といった縛りがあります。ただ今の意見のように個人で何かやろうと思って、市に申し出ても5人以上で団体として申し込んで下さいと言われます。5人以上で団体をつくってからやろうとすることは、今の私たちの通念です。

【山下委員】

- ・（確認として）市は町内会をカウンターパートという認識でいらっしゃるのですね。ただの任意団体ではないでしょと言っているのです。

【事務局】

- ・町内会は市と関係の深い団体であり、行政の下部組織、末端の組織という位置付けでは全くありません。対等な組織と認識しております。

【山下委員】

- ・いち協働先であり、カウンターパートとして見ていないということでしょうか。

【事務局】

- ・協働先であり、協働する大きな団体が町内会だと思います。行政がやらなければならない事項をやっているという現状は分かります。

【山下委員】

- ・下請けのように仕事を出してきて、市は任意団体のように考えているのではないかと思います。すが、どうなのでしょう。

【小森委員】

- ・（例示として）刈谷市の自治会長は区長でもあり、市から任命されます。そのため、市の行政を担っています。安城市はその部分はどうなのでしょう。個人としては任意団体と町内会は違うと思っていますので、はっきり位置付けをしたほうがよいのではないのでしょうか。

【岩井会長】

- ・安城市は古くから住民組合が強く、一つは農協であり、ひとつは町内会でした。行政の部分は町内会でやり、農業系の部分は農協がやっていました。成り立ちから言えば町内会は独自性の強い団体であり、我々が高めて今の安城になったと思っています。市からつくれと言われてつくったわけではありません。安城市にとっては大事な任意団体だと思っています。安城市は刈谷市や岡崎市とは違うので、任意団体とは違った呼び方にしていきたいと思います。

【石原委員】

- ・依頼事項は町内会がやらなければならない事項であって、選択や拒否はできないのでしょうか。

【事務局】

- ・結論から申し上げます、強制ではございません。内容的には依頼事項が半分、情報要求が半分となっています。強制ではないので、お断りいただけます。

【加畑委員】

- ・（資料２の１１番・１２番）質問させていただいた事項ですが、若い世代は町内会に魅力を感じていません。理由は負担が多いこと、金銭面での負担もあることなどです。会費だけ納めて参加していない人もいます。この点は問題なのではないでしょうか。

【石原委員】

- ・町内の電灯が切れれば付け替えたり、ゴミ集積場のことなどたくさんのことを行っています。そういった事を知らない人が多いのだと思います。そういったことをもっとアピールしなければ、町内会に入る人が減るのではないのでしょうか。

【事務局】

- ・加畑委員のご指摘について、ただ今、石原委員に代弁いただきましたが、我々も分かっており、PR活動をさせていただいております。少しずつご理解いただく努力はさせていただいております。

【小森委員】

- ・そもそも、なぜ協働をしなければならないかということです。本来、行政しかできないこと以外住民がやればよいわけで、安城市はお金があるので行政がやっていますが、ほとんどの市町村はやれないので、住民とやっています。これが、そもそもの協働だと思います。安城市で協働が進まないのは行政にやる力があるからですが、将来的には難しくなっていくことは目に見えています。このことから、行政は住民に対し、やってほしいと言うべきです。現在、４０代、５０代の人達が１０年後、２０年後困らないようにするために、今の内から少しずつやっていく必要があると思います。この事を協働の原点にしなければ、何のために協働をやっているのかが分からなくなります。

【山下委員】

- ・ただ今の発言を聞きますと、計画をつくるのであれば、町内会をカウンターパートであるとの位置付けをしてあげて、その上でどういった協働をしていくのかということを考えないと進まないのではないかと思います。

【青木委員】

- ・（確認事項として）アンケートにおける有効回答数の中の平均年齢と標準偏差、無回答の中の平均年齢と標準偏差を教えてください。

【加藤（地問研）】

- ・今、手元に細かいデータがありません。安城市に限りませんが、アンケートを実施する際、標本と母数のバランスは少し崩れていて、実際の人口構成に比べると高齢者が多くなっています。
- ・アンケートの結果では、年齢区分を見ると７０歳以上は２５．８パーセント、２０代以下は

半以下となっており、高齢の方のほうがしっかり答えています。回答のあり、なしという部分でも差は出てきています。

【青木委員】

- ・そういった意味でも、選択バイアスが掛っていると思いますので、バイアスを加味したかどうかが大事になると思います。先ほどの加畑委員の発言にもありましたように、若い人達は興味がなくなっていることなどを考えると高齢者の回答が多いアンケート結果からは若い年代の声が上がってこないということになります。下の意見をどのように抽出するかが課題になると思います。

(2) 第4章（基本方針1～4）について

※事務局により「第2次安城市市民協働推進計画（素案）」に基づき第4章（基本方針1～4）について説明

【岩井会長】

いまの説明につきまして、ご意見ご質問ございましたらお願いします。

【山下委員】

- ・（資料2の20番）質問をさせていただいた事項について、行政はPDCAを回すとしていますが、これについて数値目標はないのですか。事業を行った結果としての数値を積み上げれば、このような低い数値でおさまらないのではないのでしょうか。細かい部分できちんと押さえていかないと、無駄なお金を使うことになりませんか。

【事務局】

- ・各課から上げていただく事業に細かい数値を求めているのが現状です。何ができるのか、できないのかといったことについて出していただいております。数字が採れるものもあるかと思いますが、必ずしも数字が採れないものもあります。評価については、その年度に取り組んだ内容について、多角的に検証した評価に留めたいと思っておりますが、基本方針に掲げている部分については1次プランになかった成果を挙げさせていただいております。協働はいろいろな見方で評価せざるを得ないところがありますので、数字だけでは評価できない部分もあるということをご理解いただきたいと思います。

【岩井会長】

- ・各課に数値を求めれば出てくるのでしょうか。

【事務局】

- ・数値のあるものについては出てきます。

【岩井会長】

- ・それを基に回していくということですね。

【小森委員】

- ・これはマクロなので、実際には年度予算の中でやっていかざるを得ないのですが、PDCAはきちっと回していかななくてははいけないですね。

【小島副会長】

- ・安城市ならではの大胆なものがひとつほしいと思います。先ほどのアンケートに関する意見にありましたように、30代、40代にとってみると違和感があると思います。ある一定の年齢層は地域に関わることがなく、働くことに専念できた世代でしたが、人口減少の中、女性も働くことを求められ、子育てもしなければならないなど、地域に関心はあっても忙しくて関われないという若い人たちもいると思います。そんな中、豊かな安城市だからこそできる大胆なこと、具体的には、元気なシルバーが社会参加する姿を若い人たちにさせる事を含め元気なシルバーの社会参加にお金を付けるのがよいのではないかと思います。

【小森委員】

- ・この計画の中に市民活動センターがあり、社協が関わっていますが、市民協働の中でこれほど社協が謳われていることは、他の自治体ではないことです。社協は高齢者、障害者を対象にした活動を、生涯学習は生涯学習の市民活動を行い、それを市民活動センターがコントロールしているという構図になっています。新たに中心市街地拠点施設としてアンフォーレができました。位置付けが少し違うことと、どのようになっていくかが未知数ではありますが、子育て世代などの若い世代の受け皿となり得る施設だと思います。市民活動センターとアンフォーレが連携できればと思っています。

【草薙委員】

- ・出てきた課題は次に繋げてほしいと思います。先ほどの意見で評価の数値の積み上げがないとありましたが、これはバラバラにやっているからです。
- ・何もかもを社会福祉協議会に持ち込んで、社会福祉協議会は過度な負担の中でやっていますが、そういったことを皆で考え、次の段階に繋ぐことで評価されるのではないのでしょうか。

【事務局】

- ・草薙委員はいろいろなところに関わっておいでなので、そういった知見からのご意見だと思います。小森委員の発言にありましたように福祉の部分は社会福祉協議会という組織があり、市民活動センターがあり、生涯学習ボランティアセンターありますが、連携してやらなければならないので、課題についてはご指導を仰ぎながら解決していきたいと思っています。

【松岡委員】

- ・（資料2の23番）質問事項についての確認ですが、相談を受け付けるのは年度ごとに代わ

られる職員さんなのか、市民活動団体が人材を育成してやるのかがはっきりしないので、誰がやるのかといった文言が必要であり、人材を育成してやるということであれば、機能の充実の中にその人材を活用して充実する等の文言をセットに入れるべきと考えます。この部分の明確な表現がほしいと思います。

- ・(資料2の22番) 敢えて違うことは承知ですが、社協が窓口の「福祉ふれあい活動総合補償」は入れるべき内容であることから、市民がやっている「ふれあい補償」を入れるのであれば、社協の「福祉ふれあい活動総合補償」は入れるべきだと思います。これが欠けると活動できないと思う団体が出てきます。これについて、市民活動センターができるようになるのか、社協の関連事業に入れるのかを考えていただきたいと思います。

【事務局】

- ・(基本方針2-1-4)「市民交流センター及び生涯学習センターにおいて」の部分で、実際に誰がやるのかということについては、そこのスタッフであり、生涯学習センターにおいては職員です。
- ・交流センターにおいては、協働サポータークラブといった市民の方もみえますので、そういった方との連携もあると思います。また、生涯学習についても生涯学習市民ネットワークといった市民の方の活用ができればと考えております。障害者については今のところ記述は難しいと思います。
- ・社協の「福祉ふれあい活動総合補償」については、社協と調整させていただきます。

(3) 第4章(基本方針5)について

※事務局により「第2次安城市市民協働推進計画(素案)」に基づき第4章(基本方針5)についてについて説明

※地問研によりワークショップ「協働井戸端会議」結果について説明

【岩井会長】

いまの説明につきまして、ご意見ご質問ございましたらお願いします。

【松岡委員】

- ・ただ今の説明では推進事業の説明に入る前に「抜粋」ということを言われてから説明に入りましたが、表の手前に抜粋であることの説明文を入れていただきたいと思います。抜粋ということを知らずに見ていくと、やっているのに書かれていない団体があると思うので、書くなら全てを書くべきだと思います。加えて、「さらに推進していく」といった配慮もほしいところです。
- ・(事務局の説明の中で)「NPO団体、市民団体が特定できることが阻む」とありましたが、文章には「実施します」とあったので、違和感を覚えました。これが、既に実施しているものをさらに協働を推進するといった文言であれば、現状なのだと捉えることができます。
- ・(第2次安城市市民協働推進計画(素案)の43ページ5-1-6) 発達障害のある児童に対

する支援のように児童に対する言葉の定義に違和感を覚えます。児童といった場合は児童福祉法などの定義として就学期を指すと思います。NPOの活動で現状、幼児も含んでいることから、幼児が抜けているのは納得がいきにくいと思います。

- ・男女共同参画の参画21が抜粋からも抜けているのも納得できません。入れておくべきと考えます。

【事務局】

- ・(第2次安城市市民協働推進計画(素案)の42ページ(1))市民活動団体や地域団体と市との市民協働の推進のところににつきましては、市民が分かりやすくするための表現を加えさせていただきます。
- ・児童については、確認させていただきました。子育て支援課からは0歳児から18歳までを対象にして事業を実施していくということでした。表現については、担当課に確認させていただき精査する必要があると考えています。

【加藤(地問研)】

- ・児童福祉法では児童は18歳未満で、その中を区分すれば幼児、乳児、少年などに区分しています。発達障害については子どもだけに限定されるわけでないので、「等」が入っているのだと思います。幼児も入っている認識だと思います。

【小島副会長】

- ・基本理念の中で、そもそも、子どもとはということになると思います。市民の方たちがみて分かるのが一番よいのではないのでしょうか。

【事務局】

- ・改めて確認をとって、お示しできるようにします。
- ・松岡委員の抜粋がご納得いかないのご意見につきましては、計画をつくるに当たって庁内で協働が必要であろうという部署を集めて作業部会をつくりました。作業部会から1事業は必ず出してもらうこととしまして、出てきた事業がこの事業ということですが、市民協働課は事務局ですのでこの中に出てこなかったということです。言われたように総合計画を網羅して施策を全てということは難しいものがあることをご理解いただけたらと思います。

【草苅委員】

- ・これらの事業を見る限り各課の意欲が感じられないと思います。熱意があれば、もっと重要な事業が出てくると考えるからです。

【事務局】

- ・前回の計画よりも内容を増やしました。それも進歩ということで、ご理解いただきたいと思います。

(4) 第5章について

※事務局により「第2次安城市市民協働推進計画（素案）」に基づき第5章について説明。

【岩井会長】

いまの説明につきまして、ご意見ご質問ございましたらお願いします。

【小森委員】

- ・（第2次安城市市民協働推進計画（素案）の51・53ページの図）5-1、5-2は見やすいと思います。特に下の図で市民版PDCAについては、他では見ないものだと思いますので、ある意味画期的だと思います。概念図もぱっと見、ステークホルダーの関係性が見てとれると思います。計画は文字の塊であることから、こういった図を横展開していただくと分かり易くなると思います。

【松岡委員】

- ・社協は地域福祉をテーマごと、緻密な連携と協働の図をつくっています。これを反映させればもっとよい地域福祉計画になると思います。

【小森委員】

- ・（社協が作成した図や計画）それを見てはいませんが、良いところはどんどん取り入れていければ、より分かり易くなると思います。

【山下委員】

- ・市民活動団体の活動報告会に来た団体にPDCAを描かせて、それを全体の市民版PDCAとしているのはいかがなものか。（活動報告会に）来なかった団体はどうなるのですか。よけいなお世話ということになりませんか。もう少し手法を考えたほうが間違わないのではないのでしょうか。

【岩井会長】

- ・来なかった団体にも聴くなど、検討していただきたいと思います。

【加藤（地問研）】

- ・市民版なので、市民活動を行政がこういった形で縛るということもいかがなものかといったこともあり、市民活動は主体性、自主性に任せるのが筋だとは思いますが、計画を立て、評価して次に繋げるといった習慣をつけるきっかけにはなると思います。

【小森委員】

- ・縛るということではなく、市民活動をどうすれば育つかといったことでの伴走支援だと思っています。市民活動センターに登録した場合や社協がやっているところなどは、必ず報告書は出さなければなりません。それは、最低限の縛りですが、それを基に仕組みをどうするの

かといったことが第一歩となり、伴走支援して、どのようにレベルアップを図っていくのかだと思います。

【山下委員】

- ・ただ今の説明であれば納得できるのです。進行管理という上から目線で書いてありますが、伴走支援と書いてあれば何ら問題はありません。

【岩井会長】

- ・ご意見は出尽くしたでしょうか。具体的なご意見が出たことで、良いものができると思います。

3. その他

※事務局より今後の予定等について説明

事務局

- ・平成29年度第2回安城市市民協働推進会議を終了いたします。

以上